

1 東京都 世田谷区

じだゆうほり 次大夫堀公園

水源	導水方法	導水箇所	水環境上の問題
河川水	新規管路 動力	河川・水路	親水性・景観



※地図中の破線枠は次ページの地図範囲



対象地域の概要

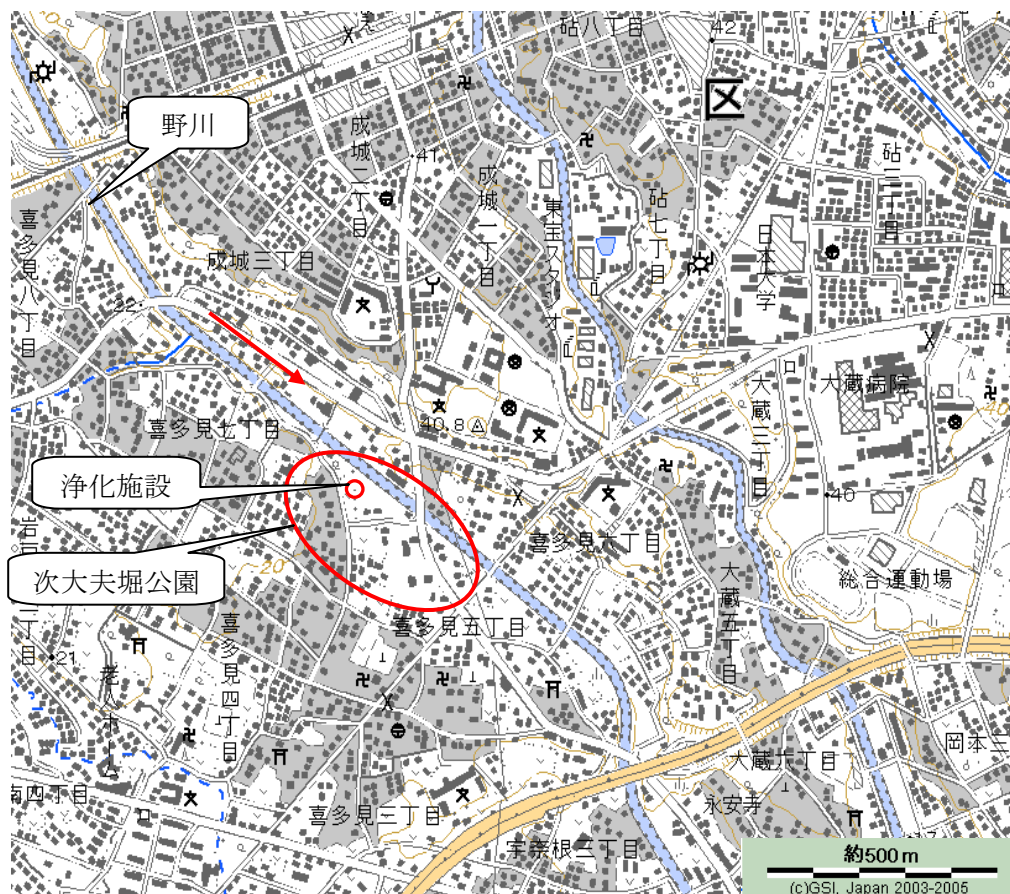
・地域の概要

世田谷区は東京 23 区中の西南端にあり、おおむね東経 139 度 39 分、北緯 35 度 38 分（区役所本庁舎）に位置します。東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っています。

区域の形は、東西約 9 km、南北約 8 km のほぼ平行四辺形です。面積は 58.08 km² で、最も小さい台東区の約 6 倍にあたります。

世田谷区の地形は、台地と低地から成っています。南西部は多摩川に沿い、成城・大蔵・瀬田・野毛に至る急な崖（国分寺崖線）があります。この崖を境に北東側は台地（洪積層）、南西側は低地（沖積層）です。武蔵野台地の一部である台地部は、標高 30~50m で、多くの河川によって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。低地部は標高 10~25m で、台地部とおよそ 20m の高度差のある平坦地となっています。

主な河川として、多摩川・仙川・野川・烏山川・北沢川・蛇崩川・九品仏川・谷沢川・呑川・丸子川などがあります。これらの河川は、かつてはかんがい用水として利用されていましたが、宅地化が進むにつれて農地が減少したため、大部分は下水道幹線として暗渠化され、地表は緑道となっています。（世田谷区政概要 2005 より）



<p>対象地域の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象水域の概要 次大夫堀公園は慶長 16 年（1611 年）に造成された農業用水路の一部を、かつての水田風景とともに復活させた公園であり、この用水路は正式には「六郷用水」と呼びます。長い間農業用水路として利用されてきましたが、周辺の都市化とともに生活排水路へと姿を変え、現在では多くの部分が埋め立てられるなどして水路の形状すら残していない状況です。 水源である野川は、平成 16 年の濁水において 8 月末に濁水宣言が出されましたが、最下流部の世田谷区内に関しては、完全に枯れることはありませんでした。そのため取水には支障はありませんでした。 ・水環境上の問題：水質悪化・悪臭 生態系悪影響 親水性・景観 慶長 16 年（1611 年）に造成された六郷用水は長い間農業用水路として利用されてきましたが、周辺の宅地化によって、農業用水路としての機能が失われ、水路としての機能は完全に失われていました。そのため、水環境そのものが消失していました。また周辺住民から、かつての農村風景の復元についての要望がありました。
<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標像 特に目標は設定していませんが、かつての農村風景の復元が目的です。 ・目標値 計画時の取水規模は「魚の住める川を目標」とし、維持用水として 0.05 m³/s (4320m³/day) でした。
<p>水源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水源 野川から取水しています。 ・理由 次大夫堀全体の水源は和泉多摩川からの取水ですが、本事業の対象となった区間は、現在は治水整備による野川の流路の変更によって分離していますが、かつては入間川（現在の野川）の流路そのものを次大夫堀として利用していた区間でした。そのため次大夫堀の復活という観点から野川からの取水としました。

導水量	計画時の取水規模は、「魚の住める川を目標」とし、維持用水として0.05 m ³ /sec (4,320 m ³ /day)としていました。現在の導水規模は0.083 m ³ /sec (7,171.2 m ³ /day)です。
方導 法水	河川の切れ込み部分から揚水ポンプによって浄化施設へ送水し、浄化後、水路に導水し、再び野川へと流下しています。
費用	<p>・費用 <初期費用>約 85,000 千円 <維持費用>年間 9,000 千円程度 浄化装置の設置及び造成費で約 85,000 千円かかりました。維持費用は年間 9,000 千円程度です。</p> <p>・負担主体 <初期費用> 世田谷区、環境省 <維持費用> 世田谷区</p> <p>・補助 <初期費用>不明 <維持費用>：なし</p>
運用状況	通年通水です。
関係 主体者 との 調整	<p>・調整内容 公園整備前は公共溝渠（廃滅していました）としての位置付けでした。次大夫堀公園としての整備に合わせて野川から導水を行い、公園施設としての位置付けに変更されましたが、管理主体に変更はなく、公園整備については区内部の調整のみでした。</p> <p>また、一級河川における流水の占用・土地の占用及び工作物の新築については河川法第 23 条、第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、導水施設の設置に対して世田谷区長から許可を受けています。取水に関しては、周辺にはすでに水利権組合もないため、外部の関係主体との調整は行っていません。</p> <p>・関係主体と主な役割 東京都建設局：喜多見橋及び無名7号橋落橋 世田谷区：公園整備、導水施設の設置</p>
効果	<p>・歴史の長い貴重な水路とそれを取り巻くかつての景観が復活しました。</p> <p>・環境用水の導入を伴う次大夫堀公園の開園により、地域の保育園児・小学生の参加による田植え、稲刈り等を実施することとなりました。</p>
課題 今後の 時	水源を野川に依存しているため、野川の水量如何により供給状況が変わってまいります。
事項 目す べき	<p>下流の土地改良区等はすべて解散しているため、水利権の交渉をせずに野川からの取水が実現し、農村景観（空間）を復元できました。</p> <p>かつての流路(荒木田土)をそのまま再現し、生き物と共存するようにしています。</p>
リ ン グ 先 資料 提供	世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課北沢公園管理事務所：03-5431-1822 世田谷区土木事業担当部土木計画課河川・下水道担当：03-5432-2365
工 モ 参考	世田谷区： http://www.city.setagaya.tokyo.jp